

【補充原則 4-3② 取締役会の役割・責務(3) CEO の選任】

【補充原則 4-3③ 取締役会の役割・責務(3) CEO の解任】

「経営陣幹部の選解任方針および手続」

「経営陣幹部」とは、(i) 執行役社長、代表執行役および執行役ならびに (ii) CEO、COO、CFO、CAO およびこれらに準ずるか、もしくはこれらに次いで重要なグループの職位として取締役会がその選解任を決定する者を指します。¹

指名委員会は、取締役会のこのような決議に先立ち、当該選解任につき、取締役会に対して、推薦または助言をします。

こうした選任/任命/解任にあたっては、これまで証明された業績、リーダーとしての潜在性、ならびに当社グループの将来の方向性、「Our Vision」(*)やステークホルダーコミュニケーションについての原則、行動準則およびグループコンピタンスとの適合性等を総合的に考慮します。

執行役の任期は原則として1年で、上記の基準を踏まえ、毎年その選任を見直します。その他の幹部についても毎年個々人の業績管理を実施します。

当社グループは、このように経営陣幹部の選解任方針および手続について透明性の高いプロセスを維持することに努める一方、グローバル企業としてこれら幹部のリテンションリスクは不可避であると認識しており、毎年の後継者育成計画の見直しや人材育成を計画的に実施し、やりがいのあるキャリア開発の機会を提供することで、人材に関する経営リスクを最小限にとどめることにも努めています。

(*) 「使命」、「目指す姿」および「コアバリュー」より構成される当社グループの経営指針

¹ CEO の直属の部下となる役職は、通常含まれるものとします。